

## 国際水準GAP認証取得支援事業実施要領

平成30年4月1日農流第24号農政部長通知

(最終改正 令和4年4月1日農園第16号)

### 第1 趣旨

国際水準GAPの実施及び認証取得の推進は、安全・安心な農産物の生産や、環境への配慮等を行う持続可能な農業を広めるとともに、輸出拡大や量販店ニーズへの対応など、本県農業競争力の強化を図る観点から、極めて重要である。

このため、本事業では、国際水準GAPの実施及び認証取得が加速的に進展するよう、農業者等のGAP認証取得の取組を支援する。

### 第2 事業の内容等

#### 1 事業内容

事業実施主体が新規にGAP認証を取得するために必要となる、次に掲げる取組に要する費用を支援する。

##### (ア) 認証審査

GAP認証の取得に必要な審査の受審の取組。原則、県GAP指導員が立ち会うこと。

なお、やむを得ない事情により事業実施年度に審査を受審することが困難な場合（困難な理由が事業実施主体の責めに帰することができない場合に限る。）にあつては、審査会社との契約の締結をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。

また、農業の専門学科を有する教育機関にあつては、地域への波及の観点から、当該審査の受審を公開しなければならない。

#### 2 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次のアからキまでに掲げる者とする。

ア 農業者

イ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

ウ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

エ 農業協同組合

オ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

カ 農業の専門学科を有する教育機関（ただし県立学校を除く）

キ その他、知事が対象とすることが適当と認める者

- (2) また、カ以外の者にあつては、事業実施年度を含めた3年間、認証を維持・更新することを確約することを要することとする。
- (3) 第1項のアからウに掲げる事業実施主体は、経営の安定を図るため、農業共済組合等と連携し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めることを要することとする。

### 3 事業の採択要件

事業実施主体は、以下の①～③の要件を満たすこと。

- ① 事業実施年度中に新規にGLOBAL G. A. P.、ASIA GAP又はJGAPの認証に係る審査を受審することを書面で確約する者。
- ② 事業実施主体が既にGAP認証を取得している場合にあつては、同認証の新たなカテゴリーの認証の追加や団体認証の新たな構成員の認証の追加に取り組む者。なお、団体認証の新たな構成員の認証の追加の場合、新たに追加される構成員による取組部分に限って補助対象とすることができるものとする。
- ③ 事業の実施にあたり少なくとも1者以上から認証審査の見積書を取得すること。

### 4 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (2) 国又は県の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている場合は、本事業の助成の対象としない。

### 5 助成

- (1) 県は、予算の範囲内において、事業に要する経費につき次の額を事業実施主体に対し「岐阜県補助金等交付規則（以下「規則」という。）」（昭和57年岐阜県規則第8号）及び「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱」（平成18年3月31日付農政第294号農政部長通知）に定めるところにより助成するものとする。

(ア) 認証審査

認証審査に要する費用	1/2以内
------------	-------

審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）及び審査員旅費を含む

- (2) 前項の規定に関わらず、団体認証において、新たに追加される農業者等による取組部分に限って補助対象とする場合にあつては、補助対象額については、以下により算定するものとする。

(ア) 新たに追加される農業者等による取組部分のみの審査を受ける場合

審査費用×1/2

(イ) 維持・更新審査と同時に、新たに追加される農業者等による取組部分に関する審査を受ける場合

審査費用×1/2×{(√B-√A)+(D-C)} / (√B+D+E)

A：従前からGAPに取り組んでいる農場数

B：新たに追加することとなる農場を含む農場数

C：従前からGAPに取り組んでいる農産物取扱施設数

D：新たに追加することとなる施設を含む農産物取扱施設数

E：団体事務局数

### 第3 事業の採択

1 補助対象とする事業の選定については、別記1に定める採択基準により予算の範囲内で優先的に採択するものとする。

### 第4 事業の実施等の手続き

1 事業実施計画の申請

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（以下「実施計画」という。）を作成し、様式第1号により農林事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 1つの事業実施主体の事業実施地区の範囲が複数の農林事務所の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる農林事務所を経由するものとする。

2 実施計画の承認

- (1) 知事は、実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ事業の内容が適切であって、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合は承認を行うものとする。
- (2) 知事は、(1)の承認を行う場合は、様式第2号により農林事務所を経て当該事業実施主体に通知する。

3 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体は、第4の2で承認した実施計画について、知事が定める重要な変更にあたる場合は、第4に準じて速やかに手続きを行うものとする。
- (2) 知事が定める重要な変更とは、次に掲げるものをいう。
  - ①事業内容の変更
  - ②事業の中止又は廃止
  - ③事業実施主体の変更
  - ④事業実施主体における事業費の30%を超える増減

#### 4 着手

事業の着手は、原則として規則第5条の規定による補助金等の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事業により交付決定前に着手する場合は、事業実施主体は、知事の適正な指導を受けるとともに、交付決定前着手届（様式第3号）を農林事務所を経由して知事へ提出するものとする。

この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

#### 5 事業実績等の報告

(1) 事業実施主体は、事業完了後すみやかに事業実績書を作成し、様式第3号により農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業実施年度を含めた3年間、GAP認証の取得状況について、様式第4号により各年度の3月末日までに農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

(3) 知事は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施状況等について報告を求めることができるものとする。

### 第5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農政部長が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。